

経済産業省

20150210 貿局第3号
輸入注意事項27第3号
経済産業省貿易経済協力局

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年2月27日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部改正について

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」(昭和55年11月28日付け・輸入注意事項55第76号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年3月1日から施行する。

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について（昭和55年11月28日付け・輸入注意事項55第76号）

改正後	現 行
<p>輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による輸入の承認を受けなければならない場合は、昭和41年4月通商産業省告示第170号（輸入公表）の第二号に規定されていますが、<u>当該輸入の承認を受けるための手続きは、輸入貿易管理規則第2条第1項によるほか、下記の要領によることとし、昭和55年12月1日から施行します。</u></p> <p>なお、昭和37年10月11日付け輸入注意事項37第39号（貨物の原産地又は船積地域に係る事前許可について）は昭和55年11月30日限りで廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象品目 （略）</p> <p>2 書面申請手続</p> <p>(1) 提出書類 (イ)～(ハ) （略） <u>(ニ) 削る</u></p> <p><u>(ト)</u> 中華人民共和国及び北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品に係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通</p> <p><u>(チ)</u> 台湾を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品に係る申請の場合には、当該貨物が、台湾の漁船が漁獲したされ及びます並びにこれらを原料とした調製品でない旨を証明した台湾の関係当局が発行した証明書1通</p> <p><u>(リ)</u> コートジボワールを原産地又は船積地域とするものを除くダイヤモンドに係る申請の場合には、キンバリー・プロセス証明書の写し、1通（ただし、キンバリー・プロセス証明書を発行する体制が整備されていない制度参加国から輸入するものであって、平成15年1月10日から平成15年1月31日の間に船積みされたものについては、当該国政府が発行する“Government Letter of Comfort”（当該国政府のレターヘッドに“The rough diamond in this shipment have been handled in accordance with the provisions of the Kimberley</p>	<p>輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による輸入の承認を受けなければならない場合は、昭和41年4月通商産業省告示第170号（輸入公表）の第二号に規定されていますが当該輸入の承認を受けるための手続きは、輸入貿易管理規則第2条第1項によるほか、下記の要領によることとし、昭和55年12月1日から施行します。</p> <p>なお、昭和37年10月11日付け輸入注意事項37第39号（貨物の原産地又は船積地域に係る事前許可について）は昭和55年11月30日限りで廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象品目 （略）</p> <p>2 書面申請手続</p> <p>(1) 提出書類 (イ)～(ハ) （略） <u>(ト) ポリビア及びグルジアを原産地とするめばちまぐる及びその調製品に係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通</u></p> <p><u>(チ)</u> 中華人民共和国及び北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品に係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通</p> <p><u>(リ)</u> 台湾を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品に係る申請の場合には、当該貨物が、台湾の漁船が漁獲したされ及びます並びにこれらを原料とした調製品でない旨を証明した台湾の関係当局が発行した証明書1通</p> <p><u>(ル)</u> コートジボワールを原産地又は船積地域とするものを除くダイヤモンドに係る申請の場合には、キンバリー・プロセス証明書の写し、1通（ただし、キンバリー・プロセス証明書を発行する体制が整備されていない制度参加国から輸入するものであって、平成15年1月10日から平成15年1月31日の間に船積みされたものについては、当該国政府が発行する“Government Letter of Comfort”（当該国政府のレターヘッドに“The rough diamond in this shipment</p>

Process Certification Scheme for rough diamonds”と記載されているものに限る。)の写し 1通)

(ヌ) ウクライナ(クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。)に係る申請の場合には、ウクライナ政府が発行するウクライナ原産であることを証する原産地証明書等 1通

(ル) ワシントン条約附属書Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動植物に係る申請の場合には、同条役第10条に基づき発給された許可書又は証明書

(ロ) 輸入公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品に係る申請の場合には、輸入しようとする貨物の仕様を証する書類(当該貨物がオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Aに掲げる規制物質が含まれていない旨を証する書類) 1通

(リ) 輸入公表三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通

(ハ) 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。

(注) (ニ)の契約書の原本は返還します。

(2) 提出先

(イ)～(ホ) (略)

(ハ) くろまぐろ及びみなみまぐろに係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

(ト)・(フ) (略)

(3)～(5) (略)

Process Certification Scheme for rough diamonds”と記載されているものに限る。)の写し 1通)

(ル) ウクライナ(クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。)に係る申請の場合には、ウクライナ政府が発行するウクライナ原産であることを証する原産地証明書等 1通

(ロ) ワシントン条約附属書Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動植物に係る申請の場合には、同条役第10条に基づき発給された許可書又は証明書

(リ) 輸入公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品に係る申請の場合には、輸入しようとする貨物の仕様を証する書類(当該貨物がオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Aに掲げる規制物質が含まれていない旨を証する書類) 1通

(ハ) 輸入公表三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通

(ニ) 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。

(注) (ニ)の契約書の原本は返還します。

(2) 提出先

(イ)～(ホ) (略)

(ハ) くろまぐろ、みなみまぐろ並びにめばちまぐろ及びその調整品に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

(ト)・(フ) (略)

(3)～(5) (略)